

5. 相談支援事業のポイント

指定相談支援事業について

1 サービス利用計画作成費の支給対象者

何らかの障害福祉サービスを利用する者であって、下記のいずれかに該当する者。

- ① 入所・入院から地域生活へ移行するため、一定期間（6ヶ月程度を想定）集中的な支援を必要とする者
- ② 単身で生活している者（家族が要介護状態である等のため、同居していても適切な支援が得られない者を含む。）であって、下記の状態にあるために、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり、計画的な支援を必要とする者
 - 知的障害や精神障害のため自ら適切なサービス調整ができない
 - 極めて重度な身体障害のため、サービス利用に必要な連絡・調整ができない
- ③ 重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者のうち、重度訪問介護等の障害福祉サービスの支給決定を受けた者

※ 施設入所者、自立訓練の利用者、グループホーム及びケアホーム利用者、重度障害者等包括支援の利用者は、計画的プログラムによる包括的支援を受けていることから対象としない。

2 サービス内容

- ① 相談支援
 - 生活全般の相談
 - サービス利用に関する情報提供
 - サービス利用計画の作成
 - サービス事業者の担当者会議の開催
 - サービス事業者との連絡調整
 - モニタリング
 - 利用者負担の上限額管理 等
- ② サービスの利用に係る自己負担なし。

3 報酬基準等

- ① サービス利用計画作成費については、先行地域の相談支援の状況やホームヘルプサービスの報酬水準を参考として設定する。
 - ② 併せて、利用者負担の上限額管理を行う対象者については加算を行う。
- ※1 月に1回以上利用者の居宅を訪問（モニタリング）するなど、適切な指定相談支援が提供されない場合は、報酬を減算する。
- ※2 新たなサービスであり、対象者の範囲について市町村間でばらつきが生じることが予想されることから、限られた財源を公平に配分する観点から、市町村の障害福祉サービス利用者数（施設入所者、自立訓練の利用者、グループホーム及びケアホーム利用者、重度障害者等包括支援の利用者を除く）の10%に相当する数を基礎として国庫負担額を設定。

4 指定相談支援事業の人員基準

- ① 従事者の員数
 - 事業所ごとに、相談支援専門員を一名（常勤換算）以上配置する。
- ② 管理者
 - 事業所ごとに専従の管理者を配置。ただし、事業所の管理に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 相談支援専門員について

- ① 基本的な考え方
相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験（5年）と障害者ケアマネジメント研修の受講を要件とする。
- ※ 現任研修を5年に1回以上受講すること。

② 研修の受講

実務経験を有する者又は介護支援専門員の資格を有する者は、国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント研修を受講し、相談支援専門員になることができる。

- 過去上記研修を受講したことのある者については、新制度における相談支援の研修（1日程度）を19年度末までに受講しなければならないものとする。
- 現在、相談支援事業に従事し、実務経験の要件を満たす者のうち、これまでに上記研修を受講していない者については、平成19年度末までに国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント研修を受講することを要件として相談支援専門員の業務を行うことができる。

6 指定相談支援事業者の相談支援事業の受託について

相談支援事業は、市町村が行う地域生活支援事業の必須事業として位置付けられているが、市町村は下記の条件を満たす指定相談支援事業者に対し、相談支援事業を委託することが考えられる。

- 常時勤務する相談支援専門員を配置して指定相談支援事業を行っている法人であること。
- 事業計画や事業実績について、地域自立支援協議会において評価を受けること。

6. 指定基準のポイント

指定基準のポイント

- ① 障害種別にかかわらず、共通の基準とする。
- ② サービスの質の向上の観点から、サービス管理責任者の配置、虐待防止などを新たに規定。
- ③ 利用者のニーズに応じたサービスが身近な地域で提供できるよう、複数の事業を組み合わせ実施する多機能型を新たに位置付け

1. 人員基準関係

- 事業者ごとに、サービス管理責任者を配置し、サービス提供に係る責任を明確化。
- 事業ごとに、サービス提供に直接必要となる職員に限定し、人員基準を設定。

2. 設備基準関係

- 集会室など、直接サービス提供に係らない設備等について、必置規制を外す。
 - 居室の床面積など、面積や規模を定める規制は、最小限とする。
- ※ これらにより、空き教室など既存の社会資源の効率的な活用を図る。
※ 現行施設については経過措置を講ずる。

3. 運営基準関係

(各サービス共通)

① 個別支援計画の作成、評価等のプロセスの管理

- 個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行うプロセスを明確化。

② 虐待防止に対する責務

- 虐待を防止するために必要な措置を講ずる旨の条項を追加。

③ 障害者自立支援法の理念に沿ったサービスの提供

- 障害種別にかかわらずサービスを提供するという障害者自立支援法の理念を踏まえつつ、サービスの専門性の確保の観点から必要がある場合には、障害種別により「主たる対象者」を定める。
- その際、運営規程に定めるとともに、重要事項として事業所内に掲示。

④ 重度の障害者に対する配慮

- 重度の障害という要因によりサービス提供を拒否することの禁止。

⑤ 利用者負担の範囲等

- 食費・光熱水費・日用生活品費等。
- 居住系のサービスについては、利用者負担の上限額管理を義務化。その他のサービスは、利用者の求めに応じて実施。

⑥ 食事の提供

- 施設入所支援等について、利用者の希望に応じ、食事の提供を行う応諾義務とする。
- 日中活動サービスについて、事業所の任意とする(利用者に対する事前説明及び同意を前提)。

⑦ 多機能型の事業運営の取扱い

- 複数の事業を組み合わせて実施する多機能型を新たに位置づけ。

⑧ 複数の場所で事業を実施する場合の取扱い

- 本体施設と一体的に運営されていると認められる場合、一つの事業所として取り扱う。

(各サービスに特有の事項)

① 標準的なサービス提供期間の設定（自立訓練、就労移行支援）

- 個別支援計画によるサービス提供の目安として、標準的なサービス提供期間を設定。

② 生産活動等の取扱い

【生活介護】：生産活動の実施と工賃の支払い

【就労移行支援】：職場実習、求職活動支援等の実施

【就労継続(雇用型)】：雇用契約に基づく就労機会の提供、障害者以外の者の雇用の範囲

【就労継続(非雇用型)】：生産活動の実施と工賃の支払い、工賃目標水準の設定・公表等

③ 外部サービス利用の取扱い（共同生活介護）

- 介護サービスについて、事業者の責任の下、外部事業者への委託を認める。

※ これらの他、「重要事項の説明」、「サービス提供の記録」、「衛生管理」等について引き続き規定。

多機能型の事業運営の考え方

(多機能型により期待される効果)

利用者のニーズに応じ、小規模な形で複数の事業を一体的に運営できるようにすることにより、身近な地域において、多様なサービスの提供体制を確保するとともに、利用者の選択肢の幅を拡大。

1. 利用者の定員規模

- 複数の事業を合わせた事業所ごとの定員は20人以上。
- 事業ごとに定める最低利用人員を満たしている。
- 各事業ごとの定員の上限は定めない。

2. 人員配置

- 各事業の利用人員に応じたサービス提供職員数を事業全体として確保(サービス管理責任者については、事業ごとではなく、合計利用人員に応じて配置)。

※ 事業所全体の定員規模に応じた報酬単価を適用。

3. 運営形態

- 複数の事業を一体的に運営する場合は、多機能型と位置付けることが基本。

※ 「一体的な運営」の考え方

- ① 同一のサービス管理責任者によりサービス提供が行われていること。
- ② 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。
- ③ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合に随時、複数の事業間で相互支援を行える体制にあること。
- ④ 苦情処理や損害賠償等について、一体的な対応ができる体制にあること。
- ⑤ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等について同一の運営規程が定められていること。
- ⑥ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。

4. 設 備

- 事業ごとに定められている設備基準を満たすこととし、サービス提供に支障がないよう配慮する義務を事業者に課した上で、設備の兼用を可能とする。